諮問第３０号　　別紙

答　　申

第１　審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成１８年１月３１日付け千葉市指令保総第１０号により通知した「保健福祉局指定管理予定候補者選定委員会会議要旨」（以下「本件公文書」という。）を部分開示とした決定は、これを変更し、開示すべきである。

第２　諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

１　公文書開示請求

異議申立人は、平成１８年１月１９日、千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、実施機関に対して、「千葉市斎場の管理業務に際し、指定管理者を決定した経緯（審査会の協議記録簿）等に関する書類」の開示請求を行った。

２　部分開示決定

実施機関は、開示請求に係る公文書のうち、「千葉市斎場に係る指定管理者選考に関する文書（採点総括表）」については千葉市情報公開条例第７条第３号に該当するとして部分開示決定を行い、その旨を平成１８年１月３１日付け千葉市指令保生第５８号により、また、本件公文書については、次に掲げる理由を付記して部分開示決定を行い、その旨を平成１８年１月３１日付け千葉市指令保総第１０号により異議申立人にそれぞれ通知した。

「千葉市情報公開条例第７条第３号該当

当該公文書中の指定管理者の指定を受けた法人以外の法人名を公開した場合に、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。」

３　異議申立て

異議申立人は、本件公文書を部分開示とした決定を不服として、

平成１８年４月３日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定に基づき異議申立てを行った。

４　諮問

実施機関は、条例第１９条の規定に基づき、平成１８年４月２８日付け１８千保総第２６号により本審査会に諮問した。

第３　異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

１　異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書の部分開示決定を取り消すとともに、不開示部分を開示するとの決定を求めたものである。

２　異議申立ての理由

（１）条例第７条第３号ア該当性について

本件開示請求において、指定管理予定候補者として選定されなかった法人（以下「非候補法人」という。）の法人名を開示しても、当該法人が不利益を被る具体的懸念がないことは部分開示となった本件公文書の記載からも明らかであり、開示しても「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する余地はない。また、法人名の開示が当該法人の不利益につながるというのであれば、それは選考を受けた全ての法人にあてはまることであるため、指定管理予定候補者として選定された法人（以下「候補法人」という。）の法人名を開示したこととの整合がとれず、論理が矛盾する。

そもそも指定管理者の立場は公的なものであり、公的責任を担おうとする以上は一般私企業よりは情報の厳格性、透明性が求められるものである。したがって、不開示の理由とする「権利、利益を害される一定の蓋然性」も一層の具体性が求められるものであって、実施機関の主張する理由だけでは不十分である。

（２）条例第９条該当性について

条例第９条は「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第７条第１号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

非候補法人に関する選考過程における評価等に関する事項は、今後指定管理者となろうとする者にとっての指針となるべきものである。

また、指定管理者選考過程の透明性の確保の観点からも公開することが求められるものといえるばかりか、むしろ公表しないことのほうが、公正な競争を阻害することにつながり、情報公開条例の趣旨に反するものとなるため、本条に該当することは明白である。

第４　実施機関の説明

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

１　条例第７条第３号ア該当性について

条例第７条第３号ア所定の「当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれ」があるか否かの判断には、一定の蓋然性が認められれば足りると解される。

非候補法人の法人名を開示することとなると、評価した主体が公的な立場にある地方自治体であることも加味され、あたかもその評価が当該法人に対する客観的で信憑性の高い評価であるかのように市民その他に過大な印象を与え、斎場の指定管理者の選定という特定の事項についての評価であるにもかかわらず当該法人全般に関する評価であるとの誤解が生じるおそれが否定できないことから、このような情報が開示されると当該法人の競争上の地位その他正当な権利・利益を侵害するおそれがある。

さらに、法人名を不開示とせずに本件公文書を開示することとすると本件公文書中に記載されている、職員の平均給与や管理経費、利益率、人件費と物件費との比率等、当該事業者の経営状況を示す内部管理情報が明らかになることとなり、非候補法人と競争関係にある同業他法人がこれを知ることによって、どの事業部門に重点を置いてどのような経営方法で経営を行っているかを知られることとなり、今後、同様の指定管理者の選定が行われる際に同業他法人にとって有利な状況が生じ、結果として非候補法人の権利利益を侵害するおそれがあるのみならず、本件指定管理者の公募以外の経済活動にあっても非候補法人の正当な権利・利益を侵害するおそれがある。

なお、異議申立人は候補法人名を公開したことと矛盾する旨主張しているが、候補法人の法人名については、候補法人として、プラスの評価をされることはあってもマイナスの評価を市民その他の第三者にされることはないものとして開示したものであり、矛盾しているものではない。

２　条例第９条該当性について

本件における非候補法人名の開示については、そもそも公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして不開示としているものであって、非候補法人の利益を害してまで、指定管理者に今後応募する法人の指針等のために公益上特に必要であるとして開示する合理的理由は存在せず、条例第９条に該当するものではない。

第５　審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

１　本件公文書について

本件公文書は、平成 16 年 12 月 24 日に実施機関が開催した保健福祉局指定管理予定候補者選定委員会の記録の要旨であり、会議中の質疑応答における発言者名（委員の職名又は応募した法人名）とその発言内容が記載されている。

２　条例第７条第３号ア該当性について

（１）実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報について

本件公文書中の質疑応答における発言者の欄中非候補法人の法人名

（２）本号の趣旨及び解釈

本号は、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等が記録された公文書を、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる場合を除き、不開示とすることとしたものである。

（３）本号ア該当性について

実施機関は、法人名の開示により選定されなかったという事実が明らかになると、評価した主体が公的な立場にある地方自治体であることも加味され、あたかもその評価が当該法人に対する客観的で信憑性の高い評価であるかのように市民その他に過大な印象を与え、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張するが、斎場の指定管理者に選定されなかったという事実は、特定の事項についての評価に過ぎず、たとえ公共団体の判断であっても、これをもって直ちに当該法人全般の評価を低下させるとまでは必ずしもいえないと思料される。さらに、仮に、関連する分野について市民その他の者が当該事実を参考にすることがあったとしても、応募した法人としては甘受すべきものであって、その非公開を

求める正当な利益があるとはいえない。

また、実施機関は、本件公文書中に記載されている職員の平均給与や管理経費、利益率、人件費と物件費との比率等、当該事業者の経営状況を示す内部管理情報を不開示の理由として掲げているが、審査会が公文書の内容を確認したところ、実施機関が内部管理情報と主張するものは、短い質疑応答の中に含まれる断片的なものに過ぎず、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして保護すべき情報があるとまでは認められない。

したがって、非候補法人の法人名は、条例第 7 条第 3 号アには該当しない。本件公文書は、条例第 9 条該当性について論ずるまでもなく、開示すべきである。

以上により、冒頭の「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

＜参考＞　　答申に至る経過

年　月　日	内　　容
平成１８年　４月２８日	諮問書の受理
平成１８年　５月２９日	実施機関から理由説明書を受理
平成１８年　６月２３日	異議申立人から意見書を受理
平成１８年　７月　３日	審議（第８２回審査会）
平成１８年　８月　４日	審議（第８３回審査会）
平成１８年１０月１２日	審議（第８４回審査会）